特例措置の拡充へ

雇用調整助成金で中小企業支援

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の拡大で多大な経済的影響を受けている事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡充を決定した。中小企業が従業員を解雇せず雇用を維持し、賃金の六〇%を超えて休業手当を支給する場合、超過額を全面的に助成する。また休業要請などを受けた中小企業が雇用を維持し、一定の要件を満たす場合、休業手当全体の助成を行う。教育訓練を実施する場合でも同様の特例措置を適用する方針だ。

休業手当・教育訓練に活用

雇用調整助成金は景気の変動や産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に休業または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合、休業手当や賃金などの一部を助成する。教育訓練を実施した場合は教育訓練費が加算される。

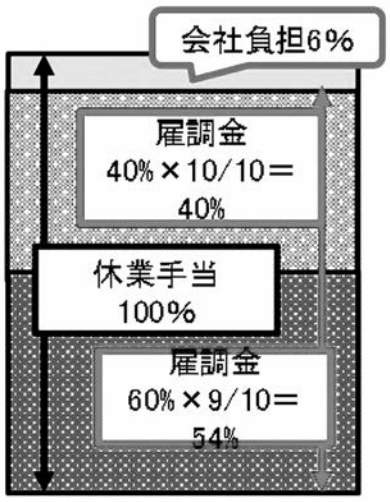

【拡充案】

支給要件は①最近三カ月の生産量・売上高などの生産指標が前年同期と比べて一〇%以上減少していること②雇用保険被保険者数・受け入れている派遣労働者数の最近三カ月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと（大企業の場合は五%を超えて六人以上・中小企業の場合は一〇%を超えて四人以上）③実施する休業・出向などが労使協定に基づくものであること（計画届と協定書の提出が必要）④過去に雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること――となっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られる中で経済活動に急激な影響が及び、中小企業をはじめ長期にわたる休業を余儀なくされている。このため労働者の雇用を維持し、生活の安定を確保する雇用調整助成金の積極的な活用が求められている。支払い能力の乏しい企業でも労働基準法上の基準（六〇%）を超える高率の休業手当が支払われ、休業要請などを受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう特例措置を拡充する。

具体的には中小企業事業主が従業員を解雇せず雇用を維持し、賃金の六〇%を超えて休業手当を支給する場合、六〇%を超える部分の助成率を特例的に十分の十とする。

また休業要請などを受けた中小企業事業主が従業員の雇用を維持している場合で①新型インフルエンザ等対策特別措置法などに基づき都道府県対策本部長の要請で休業または営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主が、これに協力して休業などを行っている②労働者の休業に対して一〇〇%の休業手当または上限額（八千三百三十円）以上の休業手当を支払っている――などの場合は休業手当全体の助成率を特例的に十分の十とする。

教育訓練を実施した場合も同様の特例措置となる。

持続化給付金の申請で速報

経済産業省 補正予算成立翌日から受付

経済産業省は四月二十七日、新型コロナウイルス感染症の拡大で大きな影響を受けている事業者に給付する持続化給付金の申請要領などの速報版を発表した。申請の受付は補正予算が成立した翌日から開始する予定だ。事業の継続を下支えし、再起の糧として活用するよう申請の準備を呼びかけている。

持続化給付金の給付額は法人二百万円、個人事業者百万円。ただ昨年一年間の売上高からの減少分を上限とする。

給付対象の主な要件は①新型コロナウイルス感染症の影響で一カ月の売上高が前年同月比で五〇%以上減少している事業者②二〇一九年以前から事業収入（売上高）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者③資本金の額もしくは出資の総額が十億円未満または常時使用する従業員の数が二千人以下の法人事業者――となっている。商工業に限らず条件を満たす幅広い業種が対象となる。二〇一九年に創業した事業者や売上高が一定期間に偏在している事業者については特例を設けた。

事業者が幅広く活用できるよう申請期間と予算額には十分な余裕を確保する。また迅速に給付を行うため、電子申請を導入する。電子申請を行うことが困難な事業者には感染症対策を施したうえで必要情報の入力などを行う完全予約制の申請支援窓口を全国に順次設置していく。申請にあたってGビズID（一つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるサービス）を取得する必要はない。申請後、二週間程度で給付する見込みだ。

問い合わせは中小企業金融・給付金相談窓口☎〇五七〇―七八三―一八三（平日・休日午前九時～午後七時）や各経済産業局の相談窓口で受けつける。補正予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設する。

日本設備工業新聞
発行所
（株）日本設備工業新聞社
東京都渋谷区桜丘町10-13
〒150-0031　野元第1ビル
電話（03）3496―4774㈹
FAX（03）3464―1884
info@setubikougyo.co.jp
年極8,800円（税・送料込）

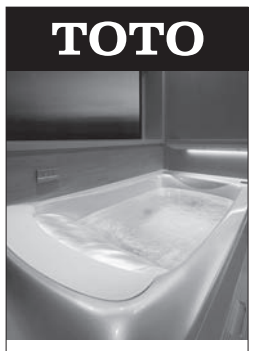

システムバスルーム シンラ
SYNLA
TOTOホームページ
https://jp.toto.com

アカギの
配管支持金具
株式会社アカギ
☎03-3552-7331（大代表）
本社東京・支店全国主要都市

小泉グループは、これからも住設機器の多様化に対応する
品揃え、供給・サービス体制をさらに充実させていきます。

人・街・未来へ

住宅設備機器の総合商社
株式会社小泉

本社：〒167-8555　東京都杉並区荻窪4-32-5　☎03-3393-2511（代）HP：www.koizumig.co.jp

KOIZUMI GROUP

■㈱小泉
第一仕入センター／第二仕入センター
第三仕入センター／電材推進室
本社特販部／商品開発部／金属事業部
環境事業部／住宅設備事業部
エンジニアリング事業部
グルメダイニング事業部

■㈱小泉東北
本社／郡山営業所／会津営業所
石巻営業所／仙台南営業所
福島営業所

■㈱小泉中央
本社／城西営業所／練馬営業所
世田谷営業所／城南営業所
足立営業所／城北営業所／城東営業所
板橋営業所／プロス綾瀬
広域特販営業所

■㈱小泉多摩
本社／八王子営業所／府中営業所
清瀬営業所／青梅営業所／立川営業所
町田営業所／武蔵野営業所
昭島営業所／多摩特販営業所

■㈱小泉東関東
本社／宇都宮営業所／船橋営業所
千葉営業所／勝田営業所／柏営業所
木更津営業所／那須営業所／成田営業所
流山営業所／高萩営業所／古河営業所
守谷営業所／下館営業所／鹿沼営業所
習志野営業所／水戸営業所／市原営業所
千葉北営業所

■㈱小泉北関東
本社／太田営業所／大宮営業所
前橋営業所／狭山営業所／小川営業所
本庄営業所／秩父営業所／坂戸営業所
春日部営業所／久喜営業所／熊谷営業所
越谷営業所／埼玉南営業所／北本営業所
高崎営業所／ふじみ野営業所

■㈱小泉中部
本社／諏訪営業所／富士吉田営業所
佐久営業所／甲府西営業所
長野営業所／上田営業所／伊那営業所
松本営業所／長野北営業所

■㈱小泉神奈川
本社／特販営業所／横浜西営業所
大船営業所／泉営業所／川崎北営業所
川崎南営業所／港南営業所
横須賀営業所／旭営業所

■㈱小泉相模
本社／相模特販営業所／相模原営業所
相模台営業所／相模西営業所
平塚営業所／藤沢営業所
茅ケ崎営業所

■㈱小泉東海
本社／沼津営業所　富士営業所
藤枝営業所／清水営業所
御殿場営業所／富士宮営業所
浜松営業所

■㈱ジャパンエコロジー
綜合電材㈱
本社／特販営業所／川口営業所

■㈱住建
本社／上田営業所

■プロストック
仙台南店／仙台中野店／仙台北店
太田店／戸田店／入間店／川越店
さいたま上尾店／足立鹿浜店
東大和店／本厚木店／相模原店
横浜戸塚店／横浜中山店／柏店
千葉稲毛店／千葉市川店
Binh Thanh店

■いずみテクノス㈱
本社／横浜営業所
埼玉営業所／千葉営業所

■㈱リフォームプラザ小泉
本社／荻窪店／立川店／埼玉店

■㈱クリンテック小泉

■小泉商事㈱

■ハナカントリー・イン
ユーイングトラベルサービス
小泉長坂上海貿易有限公司
南通小泉機電有限公司

■㈱小泉コリア
小泉ベトナムトレーディング